

# 議 事 要 旨

件 名	第 19 回伊勢市空家等対策協議会	
日 時	令和 3 年 12 月 10 日 (金)	
会 場	御菌公民館 2 階 講堂	
出席者	委 員	伊勢市空家等対策協議会委員 9 名 筒井会長、杉山副会長、大西委員、西村直人委員、西村潔子委員、 松崎委員、佐藤委員、前村委員、水島委員
	事務局	城 都市整備部住宅政策課長 住宅政策課 古川係長、住宅政策課 大須賀 田邊 三重県建設技術センター 野宮
傍聴者	—	
協議等事項	(1) 第 2 期伊勢市空家等対策計画について (2) 特定空家等の判断について	

## 会 議 内 容

◇本会議の中で、「諮問事項(2)」「報告事項(1)」は、個人情報が含まれていることから、非公開とすることを決定。

### (1) 審議事項

#### 諮問事項

##### (1) 第 2 期伊勢市空家等対策計画について

- 最終案の策定経過について事務局より説明、各委員が最終案を確認。

#### 《意見》

- ・特になし

#### 《協議会の判断》

協議の結果、原案どおり承認。

#### 諮問事項

##### (2) 特定空家等の判断について(非公開)

- 諮問番号【3-1】について、事務局より説明。

#### 《周辺状況》

- ・東側：住宅(空家)
- ・西側：住宅(空家)

- ・南側：道路（W=1.8m）
- ・北側：道路（W=2.1m）

#### 《状況》

- ・敷地内に2階建建物と平屋建建物が南北に配置されている。  
2階建建物は崩壊が進んでいるが、接続する道路との距離からも道路に崩壊する危険性は少ない。しかし隣家に一部倒れ掛かっており、両隣家は空家であるが、危険等の切迫性は大きいと考えられる。  
〈周辺の建築物・通行人等に対する悪影響『あり』とした〉

#### 《質疑》

- ・台風や強風の時に飛ぶ危険性はないのか。  
⇒両隣は空家となっており危険性は少ないと思われる。前面は道路となっているが、建物とは離隔距離があるので仮に落ちてもそこまでは飛ばないと考えている。

#### 《協議会の判断》

- ・協議の結果、原案通り『特定空家等』の判定で承認。

#### ●諮問番号【3-2】について、事務局より説明。

#### 《周辺状況》

- ・東側：宅地
- ・西側：道路（W=1.8m）
- ・南側：道路（W=2.7m）
- ・北側：宅地

#### 《状況》

- ・敷地内に2棟の木造建物が並んで配置されており、北側の建物の崩壊が進んでいる。  
西側道路側に崩れる恐れがあり、危険等の切迫性が大きいと考えられる。  
〈周辺の建築物・通行人等に対する悪影響『あり』とした〉

#### 《質疑》

- ・相続人調査の状況はどのようなものか。  
⇒登記上の所有者は既に亡くなっており、その子供が納税管理者となっていたがその方も亡くなって現在はその子供が相続人となっている。登記上の所有者には子供が5人いることがわかっているが、現在管理を依頼している相続人以外は相続放棄をしていることを確認している。

#### 《協議会の判断》

- ・協議の結果、原案通り『特定空家等』の判定で承認。

## (2) 報告事項

### (1) 認定済特定空家等の対応経過について(非公開)

#### 《説明》

特定空家等としてこれまでに 11 件を認定、昨年度までに 6 件が解決済みとなった。

残り 5 件について、勧告実施済みの 1 件が除却され解決済み、4 件は引き続き訪問面談や電話・文書による指導を行っている。

#### 《質疑》

- ・ 勧告実施済みの 1 件が解決とのことであるが、勧告まで進んでいるのは 1 件だけか。  
⇒ 勧告は 1 件で、これが市としてはじめて勧告を実施した案件。

### (2) 空家バンク制度の運用状況及び空家関連補助制度の活用状況について(公開)

#### 《説明》

#### ● 空家バンクの運用状況 [R3 年 10 月末現在]

- ・ 所有者等 登録物件 21 件 (内交渉中 4 件)
- ・ 利用者 211 件
- ・ バンク内成約件数 5 件
- ・ バンク外成約件数 6 件

#### ● 空家関連補助制度の活用状況 [R3 年 10 月末現在]

- ・ 空家に住んでみません家事業 (家賃) 補助金新規 0 件
- ・ 空家に住んでみません家事業 (改修) 補助金 0 件
- ・ 移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金 0 件
- ・ 木造住宅除却 (解体) 補助金 90 件
- ・ 老朽危険空家等除却補助金 3 件

#### 《質疑》

- ・ 空家バンク内で 5 件の成約があるのに補助金の交付がないのはどうしてか。  
⇒ 補助制度は移住者が対象であるため成約が市内の方の場合は対象とならない。  
また、空家バンクへの物件登録には建物の耐震性を求めているが、移住してきた方に住み続けていただくのに補助金を交付する際には安全な建物に住んでいただく必要があり、耐震改修の費用が補助金に見合うかをご自身が判断し、使わないという場合が多い。

## (3) その他

- ・ 特になし